

平成29年 第4回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成29年12月8日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成29年12月8日 午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	船井 智枝
----	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	総務課理事	満行 誠
上下水道課理事	石井 浩二	健康福祉課理事	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
健康福祉課長	長澤 義一	都市整備課長	甲木 圭二
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課長補佐	諸石 豊	監査委員	百田 清二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。9番議員、田原重美です。通告にのっとり質問をいたします。

待機児童対策は。

須恵町では、平成32年に2万8,000人を目標に掲げていましたが、本年11月10日に、住民基本台帳人口2万8,000人を達成いたしました。町としては喜ばしいことで、人口増加に伴い、保育園・幼稚園では大変な対応が要求されるのではないのでしょうか。

幼児教育は、早目に始めて10歳ぐらいまでに基礎ができると言われています。町立幼稚園では、南幼稚園、れいんぼ一幼稚園とも、3歳児、各35名、4歳児、70名、5歳児、70名となっています。また、アザレア幼稚園では、3歳児、35名、4歳児、35名、5歳児、35名となっています。

本年10月1日に南幼稚園の運動会を見学させていただき、3歳児の遊戯に大変感動をいたしました。4月の入園から、わずか五、六カ月の教育で、これほどまでに立派な演技ができることは、先生はもちろんですが、園児たちの頑張りに感動いたしました。3歳児の教育が、いかに大切なことか、3歳児の入園希望者を、抽せん漏れを理由に入園を拒むことのないような配慮を願います。

平成30年度の募集内容です。れいんぼ一幼稚園、3歳児（定員35名）に応募者50名、15名オーバー。南幼稚園、3歳児（定員35名）に応募者42名で7名オーバー。アザレア幼稚園、3歳児（定員35名）に応募者38名、3名オーバー。30年度は、3歳児、25名に抽せん漏れの結果が出ています。

町では、平成29年度、町立保育園・幼稚園、認定こども園、臨時職員、登録者募集をしています。保育士、身分、臨時保育士（常勤）、社会保険あり、パート保育士、社会保険なし。賃金、臨時（常勤）、日給8,200円（月22日勤務）、パート、時給900円（月14日勤務）。幼稚園教諭、身分、臨時幼稚園教諭（常勤）、社会保険あり、条件、幼稚園教諭の免許を有する人、賃金、日給8,200円（月22日勤務）、規定に応じて通勤手当あり。このような状態で募集してあります。

専門職の給与の規定の見直しは、保育士、幼稚園教諭について、専門職を持っている方の給与改善はできないか。保育士、幼稚園、臨時保育士、臨時幼稚園の教諭、日当8,200円は安い。パート支給900円は安い。現場で働いておられる方たちの声が挙がっています。給与増、パート賃金の見直し、ボーナスを支給してほしい。結果として給与が安いので、少しでも賃金が高いほうへ臨時職員の異動が出て職員数が足りない原因になっています。人員確保のために賃金の上乗せ以外に、保育士、幼稚園教諭の確保は難しい状況であります。何とぞ善処していただき、職員の確保に努めていただきたい。

以上です。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、御質問にお答えしたいと思います。

第一の3歳児の抽せん漏れで入園できない子どもへの対応についてでございますが、幼稚園の申し込みは、入園を希望する園に提出します。これによって調整するわけですが、議員が質問要旨に書かれてありますとおり、あくまで希望でありますので、35人という定数があり、それを超えた場合は抽せんになります。

御質問の抽せんに漏れた方については、次のような対応をしております。1つ目は、他の園に空きがある場合は、情報提供をするということでございます。2番目として、申し込みをした園で、空きが出るまで待つというふうな対応が2点目でございます。3点目は、私立幼稚園を選択するというところでございます。以上、3つのパターンがございます。こういった対応を教育委員会、子ども教育課で行っているところでございます。

町の方策としまして、定員超過については、本年度から定員数を「25名」から「35名」、10名ふやしたばかりでございます。それに加えて、私立の認定こども園「明道館」が開園しております。これによってさらに定員が増加になり、受け入れ体制は、以前に比べて整ってきたのではないかなと思っているところでございます。

また、この町立の施設については、他町に比べ整備・拡充に努めているところでございます。他町は、町立の幼稚園というのは、ほとんど今減ってきておりまして少のうございます。本町では、非常にこれ充実しているということでございます。

先ほど申しました定員につきましても、1クラス35人が限度に、本年度は増員したばかりでございますので、現在のところ、これ以上の方策は難しいかなというふうに考えているところでございます。

2点目の専門職の給与規定の見直しにつきましても、全国的な傾向として保育士、幼稚園教諭のなり手がいない状況があるのは、御承知のとおりでございますが、その理由が、賃金の安さの間

題だけではなく、保育の大変さや責任の重さ、あるいは事故の不安等々で希望されないケースが多くあっています。とはいえ、先生がいなければ児童の受け入れができないので、常勤の臨時職員については、本年度から賃金を1,200円引き上げ、日額「7,000円」を「8,200円」にしたところであります。

非常勤、臨時職員の賃上げも検討しましたが、本人、働いている人の家庭の事情から、勤務時間の問題、それから所得制限の問題（扶養の問題）があり、賃金の引き上げは行わず、現在も時給900円のままとしております。

ちなみに、パート賃金の額は、近隣町と比較した場合、宇美町は同額の900円、粕屋町が920円、志免町が若干高く1,050円となっております。

最後に、幼稚園、保育園、関係職員の嘱託職員の給与引き上げに関しましては、他の嘱託職員とのバランスを考え、引き上げる方向で検討協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 田原君。

○議員（9番 田原 重美） 3歳以上は、定員オーバーですが、4歳児に対して、れいんぼ一幼稚園では、定員70名に応募者45名で、25名不足であります。南幼稚園でも、定員70名に対しまして応募者47名で、23名不足であります。このような状態で4歳児は不足が出ています。南幼稚園、れいんぼ一幼稚園とも教室は満杯であると聞きました。ただ一つだけ、アザレア幼稚園では、30年度の空き教室が1部屋あると聞いております。

26年12月議会で私の質問に町長の答弁がありますので、「町立幼稚園では、4・5歳児は35人で2クラスずつ、3歳児は定員25名で1クラスの運営としています。アザレア幼稚園開設前は、3歳児保育は実施していませんでしたが、現在は、町立の全ての幼稚園で3歳児保育が実施されています。同じ町民であるのに、3歳児保育を受けられる、受けられないという差があってはいけませんので、平等化をするために、25人学級を35人学級にして対応することや、将来的には3歳児クラスをふやすことなどを検討したいと思います」という答弁をいただきました。

30年度の特例として、臨時職員の採用がなされたら、アザレア幼稚園で一つ空き教室がありますので、3歳児の追加教育ができないでしょうか。須恵町の未来に活躍できる3歳児、25名の夢を潰さず、永遠の町の発展のために頑張ってくれる子どもたちに、未来を託そうではありませんか。

国は、29年11月国会で、保育士、幼稚園教諭が足りないので、賃金を上乘せして職員の確保に向けて走り出しています。施設より人員確保が優先であります。このような状況を迎えて、須恵町にとっても人員確保を優先するならば、賃金の見直し、パートも含めて真剣にかからなけ

れば、人員確保は難しい状況であります。施設はあっても教諭不足では、保育園、幼稚園の運営はできません。町長の決断を求めます。

なお、植木の明道館では、パートの時給1,300円だそうです。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 御質問でございますが、子どもの数というのは、いつも同じ状況ではないわけ。今の3歳児ちゅうのは非常に少ないわけです。今度3歳児で入ってくる子、極端に多いわけです。

我が町のピーク時、一番頂点が大体平成30年、来年度が一番子どもたちが多んじゃないかという、人口動態集計をしているわけですけども、それが若干、今はまだ人口の伸びが非常に多いものですから、31年ぐらいがピークになっていくんじゃないかということですが、それが1年、2年の問題でございまして、そこで投資をして教室をふやすと。それでその後は子どもが減っていくわけですから、空き教室だらけになっていくというような状況ではだめだという将来推計を出しながら、町としては教室を確保しているわけです。

今、田原議員がおっしゃったように、1クラス空いたり、4歳児が少ないものですから、4歳児の部分の教室を3歳児の特別クラスということで1教室をふやせば、それは間に合うわけでございます。本年とか来年までがそこが多いということでございますので。一応11日月曜日に、教育委員会ともその対応について具体的な話をしようというふうなことをして、今、答弁の前には、その結論が私どもが持っていないという状況でございますが、いずれにいたしましても、3歳児保育、全て受け入れが可能な状況をつくりたいということでございます。

それと、3点について、教育長のほうから申しましたように、それでも対応が不可能な場合は、1、2、3のその状況の中で他園にお願いしたいというようなことも考えております。

そして、特にうちは保育所児が待機やないんですね。幼稚園児が待機というところにまた厳しさがちょっとあるわけで、幼稚園については、待機で入れなければ、親が家庭で面倒を見るというものはできるわけですので、保育所とはちょっと状況が違うわけですけども、私どもが、なぜ4歳、5歳だけを町立幼稚園に受け入れたかと。それで、3歳から私立あたりは幼稚園がありましたので、私立に行く人がたくさんおられました。当時からもですね。

なぜ3歳児を受け入れなかったかという、世の中が女性の雇用の問題で、女性が働きには余り行っていなかったと。誰か、それから同居世帯、いわゆる三世帯同居とかいうことであって、じいちゃん、ばあちゃんが面倒を見るのが可能であったというふうなことから、3歳児は、「三つ子の魂百までも」というより、やはり小さなときから、母親あるいは父親が十分に愛情を込めて家庭の中で育てるとというのが、非常に大事なことやないかなと。

今、特学児、学校のですね。ものすごい数がふえています。40人学級の中で約2名、確実に

2名は障害を持った子であるというふうなデータが出ております。ということは、今までそういう須恵第一小学校が1,200人の超マンモス校でありました。そのときに特別クラス、特殊学級というのは1クラスもなかったわけです。あるでしょうがということを経営のほうから言っても、先生のほうからないと言う。今は加速度的にもものすごい数で、特学に進んでいく。それから、いわゆる療育教育、そういう人たちがものすごくふえている。原因は何かというと、わからないわけですよ。ふえているのは国もわかっているわけですね。

だから、待機児童、待機児童ってそういうことだけを言うんじゃないで、国がもう少し何といいますか、方向性を出していただきたい。そしてその間違った、その数がふえてきているということを経営してもらいたいというふうに、現場の私どもでは思っているわけです。

幼稚園の先生の給料、給料を上げれば来てくれるかといったら、そういうことでもないわけですよ。アザレアの幼稚園、昨年から給料を極端に上げました。7,000円を8,200円とか。べらぼうに上げたわけです。ことし、集団でやめていく人たちが出たわけですよ。ほかのところの給料が高いから、そこに行くかということ、そうでもない。だから、給料もある程度、御主人の扶養の範囲で自分も稼げればよいという、給料だけの問題でもないわけですね。

だから、その人たちはどうしても抑えにやいかん。時給単価を上げていますので、勤めるのが今まで10日ぐらいで働いても、主人の扶養に入られとったわけでございますけれども、もう8日ぐらいしか働けない。扶養の範囲を超えてしまうということです。またそこに先生を入れにやいかんというようなことで、幼稚園の先生の数もふえてきております。

そういうことで、今までは、その範囲内の給料でずっと10日間ぐらい勤めればよかったんですが、8日間になりますと、その2日間は別からまた加えにやいかんという状況が起こっていて、単純に給料が安いとかそういうことでは片づけられない。特に先生たちに聞きますと、管理職になりたくないというのが最大の原因ではなかろうかと思っております。

園長先生とかは、もう言うように、自分のクラスの子どもたちだけを見ておけばいいけど、管理職になりますと、園全体、保護者のクレーマー対応とか、そういったものをせにやいかんと。そのクレーマー対応をせにやいかんというのも、先生たちは得意じゃないわけですから、そこで校長先生上がりの総園長の導入を5年ほど前にしました。

そうしたら、先生たちには大変喜んでいただきまして、もう教育に没頭すればいいというふうな話でございましたけど、なれてきますと、もうだめですね。余り意味がないというような先生たちの思いもありますし、総園長は何をしているんだというふうな言い方。だから落ち着いてきて、そういう保護者のクレーマー対策ができていたから、そういう数も減ってきたわけでございますけれども、減ってくると仕事がなくなっていくというふうなことで、必要ないような言い方になってくるわけです。

昔は、やっぱり入った以上は、最後まで勤めると、終身雇用の考え方がありましたけど、今はどんどんやめて変わって行って、いいところの職場を選んでいくような状況下にあります。それも一つはあるわけですね。ほかの園は、給料が欲しい人はその園に行って、そのほうが時給1,300円、明道館あたりがですね。なら明道館に行こうかというような話になりますけれども、御主人の扶養の範囲内での人たちは、逆に高過ぎて、勤めるのが短くなるから勤められないというような状況もですね。

いずれにいたしましても、今回30年度は特別な状況があります。3歳児が非常にふえているというような状況もありますので、やはり言いますように、それはそれとして、須恵町にいる子どもたちは平等性がありますので、やはり平等に集団教育を受けるものが必要になってきますので、片や集団教育を受けて、片や家庭だけの教育を受ける。1年生になると、ちょっとやっぱり差が出るわけですね。

そのところを、できるだけ問題が起きないように、11日に検討して、そして教室もそういうふう to 適当に使えるところもありますので、先生の確保についても、万全を期してやっていきたいというふうに思っております。

同じ須恵町の子どもでございますので、同じ子どものためには、同じ条件を満たしてやるというのが私のモットーでございますので、そのようにしたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 田原議員、3問目ですから。

○議員（9番 田原 重美） はい。わかっています。

○議長（三角 良人） 田原君。

○議員（9番 田原 重美） いいですか。はい。中嶋町長は、平成14年5月に就任され、30年4月30日に退任の発言がありました。中嶋町長は、行政改革に取り組み、町職員、課の削減など組織の効率化を図られ、スリム化することで経費の削減に大いに尽くされました。その結果、財政調整基金も大幅にふえ、財政も豊かになっています。

町の言葉に、「子育てをするなら須恵町で、老後を暮らすなら須恵町で」という文言があります。満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、健やかな成長が図られる環境を与え、心身の発達を助長するとともに、子育てを支援する町には義務があります。

町民は、全て平等でサービスを受ける権利があります。行政の怠慢で、抽せん漏れを理由に将来の夢ある3歳児の教育を受ける権利を剥奪することがあってはなりません。行政と議会での問題を全員一丸となって克服していこうではありませんか。中嶋町長の決断を求めます。

最後に、中嶋町長から、11日の日に会議があるということでしたので、その結果がよい方向に進みますようによろしく申し上げます。

終わります。

○町長（中嶋 裕史） 後で教育委員会のほうから報告をさせます。

○議員（9番 田原 重美） はい。よろしく願います。では、終わります。

.....

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い、2問の質問をいたします。

1問目は、電子母子手帳の導入についての質問をいたします。

自治体に妊娠の届け出を提出すると、母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、妊娠の経過や子どもの健康や発育の状況、予防接種の記録など、特に妊娠初期から乳幼児期までの母親と子どもの健康を管理するために重要なものです。

この自治体から交付される母子健康手帳は、現在は紙の状態ですが、最近、母子健康手帳を電子化するサービスが出てきました。スマートフォンなどで子どもの成長記録や健診記録を管理できるよう電子化を進めたり、虐待予防や低出生体重児に対応したりとさまざまです。

子どもの予防接種は、種類が多だけでなく、期間をあけて注射を打つものもあり把握が大変です。こんな悩みの解決に役立つのが電子母子手帳です。自治体が紙の母子手帳と併用する形で住民に提供するものが多く、アプリをダウンロードすれば、スマホやタブレットなどで利用できます。子どもの誕生日を登録すると、予防接種の日程を表示し、予定日が近づくと通知が来ます。身長や体重のグラフをつくったり、写真を撮った日記などを家族で共有もできます。

神奈川県では、母子手帳とおくすり手帳の情報を一元化管理する取り組みを昨年9月に始めました。では、具体的に母子手帳を電子化すると、何がどう変わるのか。

その1、自治体から最適なタイミングで情報発信ができ、妊娠・出産・子育てを地域で支援する社会の実現をサポートします。自治体から提供される各種制度、子ども医療費助成制度、児童手当など、妊娠・育児時期に合った各種補助制度の情報や手続などのサービスの案内を自動で配信し、母親やその家族は、スマホでプッシュ通知を受け取れます。

地域で行っているイベント告知やイベント申し込み機能、アンケート募集機能もあり、子育て関連施設、病院、幼稚園、保育園、公園、子育て施設などの検索もできます。今までの子育て情報の発信に加え、沐浴や離乳食の作り方などの妊娠中や予防接種時など、ターゲットにとって必要な情報を絞って送れるので、今まで届けられなかった層にもアプローチが可能となり、住民とのコミュニケーション機会の増加、質の向上に貢献します。

その2、アラート機能で予防接種の受け忘れがなくなります。各自治体で目標になっている予防接種率の向上や接種事故の減少、接種時期、間隔、受け忘れの防止に効果的で、地域医療の利

便性向上に役立ちます。標準予防接種日、乳幼児健診の自動スケジュールリング機能、受け忘れ防止、アラート機能のお知らせ、予防接種の種類と地域の予防接種可能病院の検索などができます。

その3、子育て記録が共有でき、夫婦、家族の子育て参加を促します。スマホ、PCで簡単に成長記録、また災害時のバックアップにもなります。仕事と家庭の両立など忙しい子育て世代が、紙の母子健康手帳ではカバーできない部分の補助として利用できます。

厚生労働省の母子健康手帳様式などをもとに作成した「できたよ記念日」では、スマホで撮影した写真と一緒にコメントが記録でき、母親から父親、祖父母へも簡単にデータが共有できます。

家族などの周りの子育て参加が促され、母親の孤独感、不安の解消が期待できます。万が一、母子手帳をなくしたときのバックアップとしても便利です。電子母子手帳があれば、記録をなくすことはありません。

東日本大震災では、多くの手帳が失われましたが、岩手県では、周産期医療の電子カルテ、ネットワークを持っていたため、再発行などが比較的スムーズだったそうです。また、緊急時でもスマートフォンを持っている可能性が高いと考えられるため、自治体や医療機関だけでなく、母親も必要な情報がいつでも閲覧できるので安心です。

妊娠中の体調、体重記録を自動グラフ化する機能、胎児や子どもの成長曲線、体調記録を自動化する機能、健康診断情報、妊婦や子どもの定期検診データの記録なども便利です。

母子手帳アプリは、若い世代が安心して出産、子育てできる環境づくりを目指し、子どもの健やかな成長に役立つ、地域に根差したサービスとして発展し続けています。導入済みの、また導入予定の自治体は100以上で、福岡でも最近、行橋市、那珂川町が提供を開始しました。須恵町での体制、導入は可能なのか。須恵町導入での母子手帳の導入について、お考えをお聞かせください。

2問目は、健康寿命を延ばす取り組みはと、健康予防についてお尋ねをいたします。

須恵町の平均寿命と健康寿命の差は、男性1.11年、女性3.5年となっており、きょう、最新の情報をいただきましたところ、男性が9年、女性が13年となっているということですが、死亡の原因は、糖尿病と腎不全、自殺が、他の市町村より高くなっています。健康寿命の延伸と健康格差の縮小のためには、糖尿病性腎症の重症化予防対策に取り組む必要があります。

また、国、県、同規模市町村と比べて特定健診率が低く、受診結果においては、血圧のみ、喫煙、運動不足などの有所見者のパーセンテージが高くなっています。須恵町健康増進計画では、アンケート調査結果で、運動習慣者の割合は、50歳代の女性が9.1%と低く、男女ともに60歳代から高くなっていますが、20歳から64歳の1日の平均歩行数は、男性が5,431歩、女性が4,938歩と、男性のほうが多く、男女間で500歩程度の差があります。65歳以上の1日の平均歩行数は、男性が5,066歩、女性が4,062歩と、男性のほうが多

く、男女間で1,000歩ほどの差があります。

しかし、ほかにも生活習慣の状況で、他の市町村より高い状況にあったものが5つあります。1つが週3回以上朝食を抜くと答えた者、これは食事の回数が少ないため、1回分の食事が過剰摂取となり、食後高血糖になりやすい。2つ目が、週3回以上の就寝前夕食を食べたと答える者、夜は脂肪蓄積促進、糖尿病にもなりやすい。3つ目、食べる速度が速いと答えた者、満腹以上に食べることで高血糖になりやすい。4つ目、1時間以上の運動なしと答えた者、消費エネルギー減少で肥満になりやすい。5つ目、飲酒日数はほぼ毎日で飲酒量も多いと答えた者、体内では過剰エネルギー状態となり、中性脂肪合成過多や脂肪肝、脱水になりやすい。

これらの生活習慣の状況は、インシュリンというホルモンが過剰分泌することにより、分泌している膵臓に負担をかけ、将来的に糖尿病へ移行する可能性が高くなってしまいますので、減量によりインシュリン分泌が改善しやすいメタボリックシンドロームに焦点を当てた対策が急務であるというふうに分析されています。

これまで須恵町では、内蔵脂肪症に着目したメタボリックシンドロームをターゲットに、特定健診、特定保健指導に取り組み、特定健診受診率は少しずつ回復しているところでございますが、実質的な取り組みとして、身体活動、運動をふやすことで、生活習慣病、あらゆる循環器疾患、糖尿病、メタボリックシンドローム等の発症のリスク、生活機能、ロコモティブシンドローム、認知症等の低下のリスクを低下させることが明らかになっておりますので、健康増進や体力向上のために身体活動をふやし、運動を実施することは、個人の抱える多様かつ個別の健康課題の改善につながります。そのため、身体活動、運動の重要性が明らかになっていることから、多くの人々が無理なく日常生活の中で運動を実施できる方法の提供や環境をつくることが求められております。

そこで、健康寿命を延ばし、フレイル、いわゆる介護を必要とする前の状況になるのを防ぐため、より早い段階から取り組みを始めることが重要です。団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えて、運動、栄養、社会参加などにより、60歳から74歳のヤングシニアの健康づくりに重点を置いた取り組みとして、体操教室を継続的に開催するような取り組みができませんでしょうか、お尋ねをいたします。

また、第5次総合計画（後期）に、介護、高齢者福祉の充実施策として、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも生き生きと暮らせるようにするため、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に行うとともに、介護予防に重点を置いた事業の展開を図ります。

また、元気な高齢者には、今後も地域で活動できるようにその活動を支援しますとあります。高齢者を活動的にし、健康につなげるため、社会参加につなげるための支援についてお尋ねをいたします。

また、健康づくりに欠かせないのが、食に関する取り組みです。須恵町は、いち早く食からの健康づくりに取り組んできましたが、先ほど言いましたように、生活習慣の状況で、他の市町村より高率だったものに、食に関する事項が、5項目中4項目も入っていました。改善のための栄養、食に関する知識の普及啓発について、各料理教室、講座の開催などの取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（三角 良人） 小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事（小林はつみ） おはようございます。

1 問目の電子母子手帳の導入はについて、お答えいたします。

電子母子手帳につきましては、議員が御説明されたようなICTを活用したサービスで、町としましても、昨年から情報は把握しておりました。電子母子手帳は、紙の母子手帳と並行して御利用いただくサービスとして捉えており、通常やっております母子手帳の手渡しによる発行、健診や予防接種の案内など、紙媒体での通知発行は、今までどおり必要でございますので、導入は、今は考えておりません。

2 問目の健康寿命を延ばす取り組みはについて、お答えいたします。

健康づくりに重点を置いた取り組みが必要ではとのことですが、議員も御承知のとおり、須恵町では、いち早く質問要旨の全項目に取り組んでおります。

質問要旨1問目のヤングシニアに重点を置いた体操教室の開催については、平成4年から開催しております社会教育課の生涯学習講座の中で実施いたしており、健康はつらつ体操やシニアのための体操教室などいろいろございます。平成12年からは、健康福祉課の介護予防教室である、行政区ミニデイサービス、わくわくデイサロンの中で、理学療法士や健康運動指導士のもと、ほのぼの体操、またケアビックスなどを実施いたしております。

2問目の高齢者を活動的にし、健康につながるためのシニアクラブなどへの支援は、社会参加につなげるについては、高齢者になっても家庭や地域で活躍するためには、「きょういく」と「きょうよう」が必要とも言われております。「きょういく」とは、きょう行くところがある、「きょうよう」とは、きょう用事があるということです。元気な高齢者になっていただくためには、体操教室だけに限らず、まずは外出することから始め、生涯続けることのできる生きがいを持つことだと考えており、社会活動に積極的に参加・参画できるよう、老人クラブ連合会へのサークル活動費として、補助金を交付いたしております。

3問目の栄養、食に関する知識の普及啓発、各種料理教室、講座の開催についても、須恵町は、いち早く昭和51年から栄養士を配置し、食進会の方々と食生活改善事業を展開しており、年100回以上の料理教室を開催いたしております。

また、須恵町では、診療レセプトや介護保険利用状況を見てみますと、高血圧を基礎疾患に持

っている人が多いということがわかりましたので、今年度より料理教室のメニューやイベントでのみそ汁の試飲で、適塩を中心に健康寿命延伸のため、食進会の協力を得ながら、食を通した健康づくりに、いま一度力を入れているところでございます。

須恵町は、県内でも、食からの健康づくりの取り組みについて高く評価していただいておりますので、新たな事業を興すのではなく、健康増進計画でのアンケートをもとに、今の事業を見直しながら、さらに充実させようと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） まずは、母子手帳の電子母子手帳の件からお話をいたします。

電子母子手帳、先ほど紙ベースで、予防接種とか、ほかの健康教室の取り組みは紙ベースで出さないといけないと言われてましたが、そうではありません。電子母子手帳を導入すると、登録された方には、その都度、電子母子手帳、電子のほうから案内が行きます。もうすぐ予防接種ですよということで、忘れがないようにピピピということで鳴って、この日までに受けてください。そして、その受けられる病院はここですというような案内が行きますので、紙で出す必要がなくなります。

そして、3歳児健診とか、2歳児健診、何か月健診という健診に関しましても、そのターゲットにあった方のところに、生年月日を登録しますので、その方のところに案内がピピピと行きます。だから本当に紙ベースで出す必要がなくなります。

現在、本当にこの電子母子手帳が始まって、各市町村が、軒並みというか登録が進んでおります。将来的には全てそうなるんじゃないかなろうかと思いますが、いち早く神奈川県が導入をして、神奈川県はもうほとんど全ての市町村が導入をしております。

そして、全国に広がっております、今、ことしの3月から、今いろんな会社があるんですね。例えば、一つの会社で言えば、もうことし3月から始まって80市町村が導入を開始しました。

そして、NTTのほうもやっておりますが、そちらのほうも今年の10月に開始をしまして、もう31自治体が導入をしております。金額的に幾らかかるのかなというところをちょっと調べてきました。

全てこれはアンケート機能もついていますので、例えば、子どもに関するアンケート等も出したら返事が返ってくる形にもできます。電子を通してですね。

それから、いろんなイベントをするのに、こういうイベントがありますよって、参加希望者を募れば、その中に参加したいという参加希望の方の返事も返ってきます。非常に便利な機能ですし、自治体にとっても有効な機能だと思っておりますし、本人たちに、当事者たちにとっても大変便利な機能です。

災害に関しましても、この間、朝倉とか水害がありました、母子手帳とかをなくされた方もいると思います。子どもがいつ何ですか、予防接種を受けたかなど、健診を受けたかなどという情報等もわからなくなっていると思います。そういうときに電子母子手帳があると、データ上のクラウドからそれを引き出すことができ、また母子手帳をつくるということが出来ます。

それから、先ほど済みません。金額を言いました。金額は、その一番80市町村導入されているところは、月5万円です。初期費用も一切ありません。月5万円で全てのものがあります。そして、情報管理が、じゃあどうなっているんだと、情報が流出するんじゃないかという御心配があると思いますが、これは、厚労省とか総務省のガイドラインに沿ってしっかり管理されておりまして、別の「ルナルナ」という女性の健康管理、いろんな病気の管理をして、情報を20年間以上、流出させたこともないようなところが扱っているみたいです。

そして、個人の情報は一切、役場のほうには、ニックネーム、生年月日、郵便番号しか登録はしませんので、後は、個人の方がメールアドレス、またはグーグルのIDとかツイッター等を使って、オープンアカウントと呼ばれる手法を採用しております。だから、個人情報を見ずから管理するリスクを負わないで、希望者に情報を届けられるという利点があります。このように一つのところではそうですね。

そして、NTTが始めた今度のところは、初期費用、それから定期発信に関しては一切お金がかかりません。随時配信といって、例えば、今回こういうイベントをしますよとか、そういうイベントの申し込みとか、アンケートの申し込みに関しては、月2万円、年間24万円、それからプッシュ機能を使った随時の配信に対しましては、月1万円、年12万円、これをセットにしたら年30万円で済むそうでございます。

こちらのほうも、オープンアカウント方式で、一切自治体の情報管理の必要がないということで、非常に便利な機能になっています。役場のほうでは、何があれば大丈夫なのかなといったら、インターネットにつなげる環境、今、Wi-Fiが入っておりますので、それとパソコンがあれば全てできるということで、金額的にもそれほどかかるものではないんじゃないかなと思うっております。ぜひこういうのは早目に導入していただきたいなと思っております。

全国その電子母子手帳に関するアンケートをとられた内容があるんですけど、自治体で電子母子手帳を導入してほしいと思われる方は67.3%で、6割以上の方が希望をされているということでございます。思わない、電子手帳はなくていいかなという方が8%ということでございますので、これがあれば、役場のほうでも手紙というか、何ですかね、通知を出したりとかそういう手間も省けますし、向こうからアンケート等の回答をもらうというのも省けると思うので、ぜひこの電子手帳を活用できるような状況、そんなにお金もかかりませんし、年間かかっても60万円ということでございます。

それを大きいと見るのか、小っちゃいと見るのかわかりませんが、ぜひこの機能は早目に導入をして、須恵町が導入したと言われるぐらい、ちょっと先駆的に福岡のほうでは導入をしていたきたいなと思います。

都会のほうでは、神奈川県、東京都、もうほとんどの市町村がやっていますし、全国的に見たら、120ぐらいのところはもう現在どんどんふえております。ここ1年間で100ぐらいですので、ぜひこれの導入をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、2問目の介護のほうでございますが、先ほどの御回答では、生涯学習のほうで、健康はつらつとか、シニアのための健康教室をやっていると。また、介護予防では、ミニデイ、わくわくのほうで、ほのぼのとかケアボックスをやっているということでございますが、運動というのは、そのときだけの運動というのがありますが、これは、動機づけということで、継続的に運動をしていかなければいけないよという動機づけには、結構効果があると思います。しかし、継続的に運動をするというのが一番大事だと思います。

今の講座に関しましては、本当に希望者を募りまして、お金もかかりますよという状況のものでございます。生涯学習のほうはですね。ミニデイ、わくわくに関しましては、毎回、ほのぼのとかケアボックスをやっているわけでもありませんし、月1回ぐらいの中でやっているというわけでもないと思います。だから、継続してやれるような運動の取り組みというのが必要だと思うんですね。

これ、須恵町が出した、これは何だったかな。須恵町が出しているこれからの目標値を出しているんですけども、長期的な目標の設定に健康寿命の延伸というのがあるんですね。短期的な目標の設定としては、高血圧、糖尿病、脂質異常症該当者の減少、それから一番これが大事で、メタボリックシンドローム該当者の減少、特定健診受診率の向上という、これは栄養指導、それから規則正しい食生活、そして運動が一番効果的だろうと思っています。

運動に関して言えば、この間に出された資料のデータヘルス計画が、28年の3月に出されているんですけど、これの中に、介護レセプトの分析では、介護保険利用者の多くが80歳以上ですが、須恵町では、医療・介護及び特別健診の分析から、医療費が高額で、若年者の要介護有病状況の割合が73.3%となっていると。重症化予防を防いで、最優先事項として取り組む必要があると。

また、データヘルス計画の中で、介護を受けている者の医療費は1万237円、介護を受けていない者の医療費は4,571円、5,666円高かったんですね。倍ということですよ、これはね。介護予防に取り組む必要があるというふうに分析をされています。

年齢に関係なく、筋肉、骨格疾患の割合が70%以上出現していると。合わせて整形外科的な予防対策、筋肉量の低下防止、転倒防止、肥満防止が介護予防には必要であるが、既存の事業と

の調整のため、保健部門と協議し、対象者の重複を避け、P D C Aサイクルに沿って事業を展開していくように努力するって書いてあるんですね。

これは1年ぐらい前ののですが、これで本当に役場としてもわかっているということですよ。筋肉低下、それから骨格疾患が70%以上出現しているということは、運動がいかに大切かということがわかっているということなので、介護保険もこの後、今後、年を取った方がふえていきますので、いかに早く対策をしていくかということが重要ということで、この保険部門との協議がなされているのでしょうか。1年前ですけど。以上、質問をいたします。

あと、ごめんなさい。あと、高齢者の外出、これもやっぱり運動をするということが大事だと思っております。

それで、できればお金をかけなくてもできる取り組みから、例えばタオルを使っただけの運動とか、公民館、それからコミュニティ、どこでもいいです。それか、個人的にも歩く歩数が少ないということなので、例えば、日本一周の地図で何歩を歩いたらどこですよみたいな楽しい取り組みをしながら歩くとか、また防災無線を利用していいかちょっとわかりませんが、一定時間に体操の例えば、須恵町体操みたいなのをつくって、体操の曲を流してその時間に体操をしましょうという習慣化を促すとかですね。それか、公民館、コミュニティなどを活用した健康体操も継続的に開いていくとか、それから須恵町のボランティア派遣事業の中に健康体操とか高齢者リハビリ体操などをされている方がいるので、1,000円でできるので、そういうところを利用することをまた通知するとか、連続で単発じゃないような運動ができないかどうかを一つお尋ねします。

それから、後は各種各課の連携ですね。健康福祉課、住民課はもちろんですけど、総務課は区長会を通してそういうような働きかけをやるとか、まちづくり課はコミュニティを通してやるとか、社会教育課は健康づくり活動とか趣味とか生涯学習を通してやるとか、それから学校教育課は健康教育をやるとか、そういうような各課の連携ができていくかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 長々と演説でありましたので、どういうふうにならうかを答えたらいいか全然わからなくなりましたが、私には、反問権が許されておりませんが、あなたは、今まで言われたことにどれだけやっていますかと聞きたいですね。

このレセプト、電子母子手帳の件についても、いわゆる忘れていたから、それを行政のほうで、その保護者のお母さん方にわからせようと思って、そのためにも電子手帳が要ると。そげな、自分が幾ら忘れるようなことで本当の子育てができるのかって、紙媒体で国がいいということでやっています。

その母子手帳の中に紙媒体としてもものすごく載っているわけですね、必要なものが。それで事

足りているのに、なぜその電子媒体でやらにゃいかんのかって、それがまだ100自治体。

1,700、日本には自治体があるわけですよ。それが100自治体ぐらいで。うちも、健康課ができたときにレセプトを、個人のレセプトと病院側がそのレセプトを持つと。それから行政が持つと。3者でレセプトを、その個人の人の診察した結果をしようとしたけれども、無理ですね。もう毎たび毎たび変わってきて、それは、レセプトはできませんでした。

そういうふうなことで、メジャーにどれだけなっているかということも大事でしょうが、国自体が電子母子手帳をやるということになれば、それは当然うちもやっていきますけど、まだまだそれがどこまで行くのか。今、言われたことは、全部保護者がその子どもたちにかかわる部分を忘れてたり、いろいろのぞけたりとか、していなかったりというのを知らせるために必要なんだとか、あるいは何かがあったときに、それはわからんことになっていますから、それを電子手帳、それを見ればいい。

今も母子手帳はちゃんと役場のほうに行けば、個人のをずっととっておきますから、すぐわかるわけですよ。電子手帳だけが特別のものをしているならば別です。だから、今はもう何もこの電子母子手帳について問題が起こっていない。いわゆるオレオレ詐欺的なことが起こっていないというのは、メジャー化されていないからですよ。メジャー化されますと、これは必ずそれはウイルスが入ってきて浸入して、何か悪さをやっぱりやるわけでございますので、そういうことも含めて導入は今は考えていない。国がその方向でいけば、やっていってもいいというふうなことでございます。

それから、健康を延ばすための健康ちゅう、健康寿命とか健康長寿って、幾ら行政がそのおらびたててやっても、健康のことに関しては個人の問題ですから、個人がどのように意識改革をしてやるかということが一番大事なんです。それを起こさせるのが我々の状況だと思いますが、そういう町でやっている事業というのは、きっかけづくりですよ。個人の。そしてまた個人差があるわけですよ。60、70になっても、シックスパックというんですかね、筋肉隆々になりたいという人たちもおられましょう。歩くのがやっという人もおられましょう。行政がやるのはどこをやるかって、莫大な範囲をそういうことでしていかにゃいかん。

うちとしては、早くから、そのある程度、底辺側の最低限これくらいせんと、60代では日常生活が行われませんよという部分を取り上げてやったわけですね。何かよそがやったことだけが、もういかにもいいような感じで、本町がもういち早く昭和50年代からやっていることは認められておりませんので、そういったことを私は逆に言っていただくと、それが広報紙に載りますので、そのことによって、ああ、須恵はこういうことをしよんしゃあとやなあと。我々も何かやらにゃいかんなどというきっかけづくりになろうかと思えますけれども、よそのことばっかり言われたって、本町はもう本当しておりますので、聞きよって聞きづらいわけですよ。ですから、う

ちの町がやっていることを知っているのかというふうなことが言いたいわけでございます。

それから、3番目の食と栄養の問題でございます。もう食からの健康づくりって、昭和51年ですよ。もう30年いわんですよね。40年ぐらいになるんですよね。（「40年」の声あり）前ぐらいからやっているわけです。

そして、行政に、うちは今、栄養士が3人おります。今、小林理事も栄養士、3代目の栄養士なんですよ、うちに栄養士を行政として置いてからの。それで3代目がもう間近、定年を迎えようとしている状況でございますが、栄養士はまだ町としては置いていない。置いておりますけれども、学校給食センターとかそういうところには置いていると思いますけれども、一般行政職として栄養士を置いているところはない。そして行政の役場の中に、いわゆる料理教室、栄養教室というか料理教室をつくって、それを併設しているところが、どこにありますか。そういうふうなことのすばらしさを私はPRしてほしいと。

それで、そういうことをやったって、個人が努力するか。例えば朝食を抜くって、そういうふうなことも何か栄養士の責任のように言われますけれども、それは親の責任でしょう。朝飯を食べて行かんというのは。例えば、それとかまた30品目、毎日バラエティに富んだものを食べていきましょうって、何、30品目、食べ過ぎるという意見もある。今はもう言っていないわけですよ。

だから、そういう問題もころころ変わっていくわけございまして、その中で一番町民に広めることを、正しいことを広めるというのは、やっぱり取捨選択しながらやっていこうとしているわけございまして、何もかも新しいものを取り入れて、それをやろうと。ああ、間違っとなら。それでは行政は済みませんので、確実なところで町民に広めていくというのが大事なところではないかというふうに思っております。

だから、3代目、今、小林さんに僕は、「あんたが栄養士になったころ、ビタミンEはあったかいな。ビタミンCまでしかなかったろう」と言ったら、「そうです。ビタミンEはありません」、「食物繊維もなかったでしょう」って、「なかった」と。今、食物繊維やらものすごい大事なものとして捉えられておりますけれども、栄養素の算定だとか、算定法だとかいろいろ、当時の栄養学の表がですね。その中には載っていないわけですよ。それが新たに開発されて、新たに、それはそういうことで町民に広めていったりいろいろしていかにかいかなけれども、それよりも、やはりうちの町は、この問題については、よその町から負けていないと思っておりますので、そういったPRをまだ議員の皆さん方、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 最後の質問になります。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、町長が言われましたけれども、まず電子母子手帳に関しましては、母親のための母子手帳だけでなく、自治体の機能についても、プラス面があるからお願い

をしているわけでございます。

それは、先ほども言いましたように、予防接種や乳幼児健診の通知機能が使用できて、アンケート機能とかいろいろな機能を利用して、こちらが、言わば通知を出すなどの手間も省けるということですし、いろんな段階において絞り込みの発信などもできるという利点もあるということで、今はもう紙ベースから、こういうSNSの時代になってきて、時代も徐々に変わっていているということでもありますので、もうことしには、その100団体が1,000になろうという目標という形でございます。

時代が変われば、これから電子手帳の取り組みも進んでいくのではなかろうかと思いますが、一つの案として今後検討をお願いをしたいということでございます。

それから、先ほど健康の面でございますが、私がこの町のことを批判しているのではなく、町のほうでアンケートをとり分析をし、いろんな資料を分析した健康推進計画（データヘルス計画）というのに基づいて質問をしているわけでございます。

その中で課題があり、分析した結果で取り組まなければならないという項目があるということで挙がっておりますので、その取り組みに関して質問をしているわけで、町がやっていることも、先ほど言いました。そういう分析の中ではあるけど、特定健診指導に取り組んで、少しずつは回復してきていますというようなことも言っております。だから町を批判しているわけではありません。それは御理解をいただきたいと思っております。

確かに健康づくりに関して、個人が気をつければ一番いいことです。しかし、行政がある程度の動機づけを行い、習慣づけを行っていく。それは、なぜかという、やはりそういう指導義務があるということも、もちろんでございますが、それ以上に、今後の医療費、介護費用費、それをどう抑えていくかというところが、一番行政として肝心なところじゃないかと思っております。

そのためには、今、分析をして、結果の中で少しずつ何かを変えていかなければいけない。確かに栄養的なものも、私も先ほど言いましたように、一番最初から須恵町は健康づくり、食からの健康づくりをしておりますが、結果としてこういうことが挙がっていると。5項目の中の4項目も食に関するものが挙がっている。じゃあ、それをどうするのかということで質問をしているわけでございます。

だから、健康になるためには、今後どのような方策を、この結果を見てですね。いろいろやっているけど、そこを変えないといけないんじゃないかと。ミニデイにしても、わくわくにしても、ある程度の外に出るという目標が達させたなら、それを健康づくりに、いかに継続的にやっていくかにちょっと方向転換をしていかなければいけない時期じゃないかとか、そういうことを考えていっていただきたいなと思って質問をいたしております。批判じゃありません。今後のプラスにしていくためには、どうしたらいいかということでございます。

そして、運動が一番重要であるということでございますので……。

○議長（三角 良人） 議員、町長の答弁に、あなたの質問に対して非難はしていませんから、そこは訂正した方がいいよ。

○議員（14番 今村 桂子） はい。わかりました。私もだから一応批判じゃありません。（笑声）一応こういう提案でございますので。

私は、一番今、よその町のことをちょっと町長は言われるって、嫌われるかもしれませんが、福岡市とか糸島市が、今、本当に60歳からが大事だということで、ヤングシニアに対して、ことしから先駆けて運動とかをやっているということではじめられているんですね。うちの町も、今はミニデイにしても65歳からなんです。

もっと若い段階から、特に何か分析を見ますと、うちの町は若い段階から介護に入る形になりそうな人が多いという分析結果が出ていますので、早くから取り組まないといけないと思っておりますので、ぜひ早くから、ヤングシニアに焦点を当てて、何か楽しみながら体操とか体を動かす、そういうものをしていただきたいと思うので、ぜひ若いヤングシニアからの体操とか、食にしても、私は課長のほうが、もう本当に専門家でございますので、どうやったら食をもうちょっとこう広められるのかなと、あんなに一生懸命広めて、一生懸命やっていたのにこの結果なので、多分一番行政のほうががっかりされているんじゃないかなと思うところがございますが、どうやったら、これが改善できるのかの何かの動機づけですね。それと継続性のあるものをできればお願いをしたいなと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 医療費にかかると言われましたけど、そういうふうな皆さんの拠出された医療費にかかわることだから、健康になれば医療費が下がるよと、そういうための方策というのは、我々もやっていきたいというふうに思っております。

それから、データの須恵町の人たちが、高血圧症が多いとか、それはやるということは、小林理事のほうから説明をされたわけでございます。ただ、何が原因でどうなっているかわかりませんけれども、うちの女性の長寿率、全国1,700数市町村あるわけですけど、全国8位ですよ。（「9位」の声あり）9位か。まあ小数点のところ違いますから、同率8位ということで書かれておりますけれども、それほど長生きされていると。それが健康長寿なのか、その辺は答えとして出ていないから、そこはちょっと探りようがないわけでございますが、でも、それは私としては、昭和50年代から健康づくりをして、栄養士が食生活の改善をやってきた。その成果がやはりどこかにあらわれているんだろうということで、女性の長寿率は全国8位か9位というふうなことで、1桁台です。1,700以上あるわけですよ、市町村が。そういうことがあ

ります。

それと、私は、批判、それはあれするような言い方はやっていないわけですが、そういうのは、健康づくりというのは、確かにもう個人の頑張りでしかないわけですよ。私も昭和54年から健康課に行きまして、当時の健康課長は、私の前の町長でございますが、いつも話しておりました。我々は交通事故でしか死なれんなど。これだけ健康づくりのことを、食べ物からということによっておったら、ものすごいすばらしい食べ物を食べているだろうなど。そうしたら前の町長も糖尿病でインシュリンを打ちよったんだと。そして胃の動脈瘤の破裂によって亡くなられたわけですが、私も糖尿病でございます。兄貴は全然関係ありません。同じような食生活をして、やっぱり私のおやじも高血圧、糖尿病、ぜんそくです。その流れは、もう持って産まれたものはどうしようもないというものと、解釈をせざるを得ないのかなというふうには思っております。

だから、町民には、私のようにならんように一生懸命に言っておりますけれども、うちの孫たちもやっぱり糖尿病になる可能性があります。炭水化物ばかり食べますので。好きですよ。だから本態性というのは、その親がそういう食生活を好む、その好むものを食べておりますので、子ども、孫がやっぱり食べていくということで、病気が同じような状況が生まれてくるんだろうと。

それから、糖尿にしても、この辺は、透析の施設が非常に多いわけですね。多いということは、そこがもうからにゃいかんもんだから、すぐあんた透析よというふうなことを言われます。

だから、やはりその個人差、その健康度にしても個人差が非常にこうあるわけで、きょう、傍聴にうちの区長さんが来ている、毎朝立っていただいておりますけれども、次の会場まで走って行かれますけれども、私より年が3つ上です。私は走れません。区長さんは走られますから、感心して朝、いつも見ておりますけど。余談になりましたけど、以上でございます。

○議長（三角 良人） はい。

○議員（14番 今村 桂子） 今、言われました御回答でございますが、本当に平均寿命と健康寿命、確かに須恵町は長寿でございますが、その差が歴然と出ております。その差を縮めるのがちょっと大変だろうと思っておりますが、本当に努力をしていただいていることは重々わかっておりますが、今年度も高医療市町村に指定をされました。本当に、データヘルス計画の中で、今後取り組むべきことが書かれておりますので、それをもとに頑張りたいと思っております。

また、電子母子手帳に関しましても、予防接種は3人もいれば、大変効果がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

.....

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時20分といたします。休憩に入ります。

午前10時11分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。1番議員、日本共産党の児玉求です。ただいまより一般質問をいたします。

町広報紙は全戸配布へ。

住民の健康と生活を守るための特定健康診断、また国からの生活支援金、臨時福祉給付金の案内等「広報すえ」、「議会だより」、「福岡県だより」は、町・県が発行する広報紙で、ぜひ住民の皆さんに知っていただきたい内容のものばかりであります。しかし、町内会に加入していない世帯には広報紙が届いていません。現在、区にお願いしていますが、町広報紙が全世帯に届けば、特定健診も国の給付を受けられる方も増加します。

町の施策を実現するためには、内容を知っていただいて理解してもらい、そのためにはまず届けることが先決であります。町内会は任意ですが、加入もふえると思います。

今村議員が、平成26年12月議会一般質問をされておられます。参考にさせていただきました。広報紙の全戸配布は、町の義務だと思っております。行政組合に加入、未加入世帯を問わず、広報を受け取る権利があります。

地方自治法第2条14項、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としております。

また、平成28年10月、須恵町人権教育・啓発基本指針では、「本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権が尊重される。明るく住みよい地域社会の実現を目指して、人権意識の高揚を図る人権教育啓発に取り組んできました」とあり、町民憲章に「おたがいに手をとりあい、住みよい町をつくります」の一文を掲げ、第五次須恵町総合計画に、「『町民とともにつくる協働と参加のまち』、『多様に学び、文化を育むまち』、『誰もが健康でいきいきと暮らせるまち』を施策の大綱に定めました」とあります。しかし、広報が届かない世帯には、住民の福祉の

増進、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちの施策は、届かないのではありませんか。

本年12月1日現在、1万1,369世帯あり、行政区へ約7,500部、アザレアホール等公共施設へ約700部置いてあり、約3,500世帯が未配となっております。

組合未加入で、広報紙不配は、基本的人権の法もとの平等に抵触するものではありませんか。広報は、住民にとって必要不可欠なインフラであります。町で実施する行事の大部分を広報として周知していただくためのものです。まず届けて、読んでいただき、住民に不利益にならないようにすることが、町の責務と考えます。

広報配布は、税金を使う、行政サービスそのものであります。組合加入者は、行政区に委託しておりますが、未加入者にも町は配布すべきです。中嶋町長は、ポスティングで全戸配布は、新宮町だけと答弁され、また、通知したい人に届けていないというのが、一番の悩みとも語られております。まずは、全戸配布し、読んでいただき、そこで組合加入の要望も掲載するのが、本来の町の姿勢ではないかと思えます。答弁をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 仰せのとおり、これは、まだ児玉議員が議員になられていなかったときかと思えますが、平成26年12月に、同僚議員からの質問がありました。まず、その回答を申し上げたいと。同じ意見でございましたので。

そのとき、私が回答したのは、区長会と協議するというふうにお答えをしておりました。区長会の意見、集約されたものをまずお答えしたいというふうに思いますが、27年、翌年の2月に区長会がありまして、意見をお伺いいたしましたところ、区長会としての意見は、連絡委員さんが全戸配布することについて、反対という結果でありました。その反対というのに配ってくれということではできませんので、そういう内容でございました。

内容といたしましては、区の加入促進のためなら配るよと、配ってやるよと。組合の加入促進には、何一つならんでしょうかというふうなことでございました。あくまでも基本的人権だとか、その組合に入っていない人たちも配ってやるというのは、当然の権利のように思われますが、組合に入らんとは当然の権利ですか。これ権利じゃないと思えますね。義務だと思えます。（「義務です」の声あり）

日本国憲法の中には、日本国民として産まれた以上、権利を主張することは当然です。その裏腹に義務は発しております。その義務を一切受け入れなくて権利だけを主張するというのは、これはおかしいと。どこまでしてやるのが正しいか。

そうすると、いわゆるその組合に入っていない人たちに、その広報を見るという手段を全部廃止することは、これは差別だというふうに思っています。権利は、役場とかアザレアとか図書館とか、そういうところには置いておりますので、見る機会というのは十分あるわけ。その

700部ばかり置いてありますので、持っていくことも十分可能でございます。

その権利まで剥奪したわけじゃありませんので、それは、区の連絡員さんは、その苦勞をして配っていただいております。そうすると、そういう苦勞を受けることは必要ないという人たちが、連絡に入っていないわけでございますので、そのためには、自分で骨を折って、役場までその広報紙を取りに来るといふのは当然のことではないかなというふうに思っております。自分の権利を主張するならば、それなりの義務が発生すると。

今、一番組合を脱会していくという人たちは、小学校の、例えば4年生ぐらいまでは組合に入って、いろいろ人のお世話を受けるということでございます。そろそろ5年、6年になったから役員が回ってくる。やめようと。それでいいとですか。基本的人権ちゅうか、その国民の権利としてですね。義務はないんですか。それは、当然のことがあることだと思っておりますので、そういうことでございます。

後は、これ以上は、コンビニが行政区にはほとんどありますので、コンビニまでそれを持って行ってやる。その程度しか、行政としてのサービスはできません。あくまでも行政は、区長さんを中心とした20行政区、区の役員の方たちの協力によって成り立っておりますので、その人たちのを、入らん人まで配れというふうなことを言って、その人たちのことをないがしろにしているのかという問題が起こってまいりますので、それは当然コンビニまでは、取りにいけばいいよというサービスをしてあげようというふうには思っております。

それと、広報紙の印刷代が、今、組合に入っていない人たちの分を印刷すると、約200万円ぐらいはふえます。1回にですね。そして、今、区長さんに持ってってもらっているのは、シルバーのほうにお願いしておりますので、年間60万円。これをポスティングに委託しますと、約800万円ぐらいかかります。はい。そうすることで1,000万円ぐらい今の広報を1回出すのにかかっているのに、1,000万円ぐらいふえるわけでございます。それをどうするかということです。

じゃあ1,000万円を割り振って、組合に加入していない人たちに1,000万円を取るかと。税金か何かと同じような形で賦課して取れば、それは連絡員さんをお願いして、それは当然配ってくださいと。別にお金も出ますからと。ましてや組合にも入らないという人たちは、町の情報は要らんという人たちもほとんどです。町にはただ帰ってきよるだけと。須恵町民ではないという人たちが非常に多いわけです。その人たちが広報を配ることによって、組合に入ってくれると思いますか。それはできないと。はい。

そういったことで、今までどおり公民館には置いたりして取りに来てもらうと。一つ拡大してコンビニまで持って行って、コンビニで取ってもらうということが、コンビニ業者との間で話し合いができれば、コンビニまで持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） 連絡委員さんが反対というのは、そういう意見も私も知っております。まず、それと権利と義務の件で言われましたが、最高裁の判例で、いわゆる町内会は任意加入という判決が出ております。これを盾にするわけではありません。私は、やはり町内会というのは必要だというふうに思っております。

今、私が申し上げたいのは、先ほど言ったように、町の方針というのが、住民に対して精いっぱいやっていくということ、この町報の中でもそうですが、この大綱の中でもうたわれているわけです。

なぜ全戸配布かといいますと、これは、本来町がやるべき仕事とっておりますのは、町税もしくは県民税、これをやっぱり住民から徴収しているわけですよ。当然その施策を、町の方針の方針もしくは施策というものを町民に知らせるというのは、これはもう本来、自治体の役目であります。だから地方自治体の先ほどのことも、やはり住民の福祉に寄与するということをやっているわけなんです。

なぜ私がこの質問をというふうに思いましたのは、未加入のところには回覧板も回らんわけですよ。（笑声）そうなんです。その町報が届かないと、組合に加入にしていけないからというふうなことであるわけですけども、いわゆる今度議会のほうで、自主活動についての条例の案が出されております。基本は、やはり住民に対して本当に施策を知ってもらおうと、もうそれにやっぱり尽きるんじゃないかと。

だから、町長のお考えとしては、その入っていない人は、もう町のあれは受けんと、広報も要らんというふうにお考えでしょうけど、そういうもんじゃないと思います。やはりこの自治体があるというのは、もう最後の住民に対してのセーフティネットといいますか、それを住民のためにやっていくと、それが自治体の本来の役目ですので、そして、3,500世帯ですよ。そういうその世帯の方が、町の行事がわからんと。だから、新宮町がポスティングしているというお話。志免町は組合長のその思惑で全戸配布になっているけど、やっている。そこでちょっといろいろ問題もあるんじゃないかなというふうな答弁をされたのもよく覚えております。

しかし、実際やっている自治体もあるし、まず組合加入にしても、まず情報を提供していかんことには進展はせん。いや、もうその組合にも入っとらんし町報もやらんと。それで組合の加入を促進しよう。そういうことじゃなくて知らせるものは知らせると。その中にやはり自治体として取り組んでほしいと。やっぱり組合に入ってやっていただきたいという、そういう啓蒙といいますか、これは今村議員も言われましたけど、全くそのとおりだと思います。組合に入っとらんからいいと。そういう問題じゃないと思います。

私は、いろいろ聞きまして、「35年須恵町におるけど、最初から住んでいないし、いつまでたってもその住民になれんちゃんね」という話を何件か聞きました。だから須恵町が、今、人口がふえましてね、2万8,000になるんですけど、やっぱり開けた町にするべきですよ。

それで、例えば、1,000万円がかかるにしても、それは優先順位が一番じゃないかと私は思いますよ。町民に知らせんで、なら区長会はいろいろ頑張ると。それを連絡員の方が配りたくないというお話を私も聞いとるんですよ。だからそれは別として、この3,500世帯分だけでも、町が独自に配布すると、それは当然やってしかるべきだと。未加入の3,500世帯に、町は配布すべきです。答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 3,500世帯の人にしようとするれば、それは1,000万円かかるわけですが、1,000万円を負担してでも、3,500の組合に入っていない人たちに、それを知らせようとする努力をせにゃいかんとですか。私はそうは思わない。組合に入っている人、なら残りの人たちというのはどうですか。7,500ぐらいの人たちは。それだけの費用を要らんわけでしょう。組合に入ればいいことでしょう、だったら。そういうことでしょう。「広報紙が来んけん、何もわからん」と、「あんた組合に入りなさい」と、言われたときにそう答えておけば一番いいことでしょう。あの人たちは、広報紙も要らんとはいよんしゃつとですよ。来んでも何も別に差し支えないと言わっしゃるとやから。

それは、お年寄りとか、何か独居老人とか、それで役員もそれはされんていう人たちには、わかりますよ。それで組合に入っている人は、それは組合で次の役員は飛ばしていますから、それぐらいのやっぱり、須恵町の組合というのは封建的な考え方じゃないですよ。みんながその理解をしてやろうとしてありますから、それは理解しているわけですけど。

それをせれって言われりゃ、それはやる。義務的——義務まではないでしょうけど、そういうふうな町民ですから、何らかの形で救済は考えたいとは思いますが、その人たちが拒否しているんですよ、自分から。それに対して何でポストインの費用まで出してやらにゃいかんかと。紙が粗大ごみになると。ただ捨てよんしゃるだけですから、あの人たちは。選挙の投票率、今度は50%は多かった、高かったねって言うたでしょう。50%の人は関係ないんですよ、町政とか。国政でしたけどね、あのときは。そういう世の中になってきているんですよ。うん。

だから、それを広報紙を配るか配らんかとか、そういう問題じゃなくて、やはりみんな、ただ寝泊りするだけの地域というふうに解釈しなくて、もう少し須恵町におれば、何らかのかかわりがあれば、須恵町にかかわって意見を言い、またそういうことがあったら、みんなと一緒に区役に出てそういうこともすると。そういうふうなことはしてもよかろうごとあるばってん。何でできんとですかね。人間放棄でしょう、その人たちは。極端に言えば。

例えば、うちの近所にあったんですけどね、組合に入っていなかったです。亡くなられたんですよ。葬式があったんですよ。組合がみんな加勢したんですよ。なら感謝して、今から組合に入るってその人は言われましたね。そういうことは個々にはあるんですよ。でも、広報紙ぐらいを、その入っていない人に持って行って、何で広報紙をもろうたらよかったと、それで組合に入らにゃいかんばいということで、その理解ができれば、それは配りますよ。それぐらいは。うん。今はもうそこまでないんですよ。権利だけは言われますけれども、義務を果たそうとされませんので。

また、役員が今度回ってきたら、その人たちは役員ができますか。役員が回ってきよるけん、もうそろそろやめろうと。もうそれしかないわけです。婦人会が潰れたのもそうです。個人個人で婦人会が潰れたわけじゃないんですよ。集団でその地域の組合、幹事が回ってくるけん、ここはもうやめろうやって、一緒にみんな。ちょうどはやっていましたね。「赤信号みんなで通れば怖くない」というのがはやっていました。その当時です。そういうみんな精神ですから、難しいと思いますよ。

それは、言われるのもわかります。うん。こっちが答えるのもわかっていただけだと思いますが、解決策は、これを終わらして、議員提出の何かいな、組合。（発言する者あり）自治組織参加促進条例というのを議員発議で出してありますので、その審議をされて、その中で、またこの問題も話し合われればいいのではなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君。最後になります。

○議員（1番 児玉 求） 26年のその今村議員の答弁と、全く同じような答弁をされているわけですけど、私が話したいのは、だから町内会はそれは必要だと私は思っております。だけど、それは最高裁の判例でもありますが、強制するものではないという判例が出ております。当然、そしてあくまでもそのボランティアをしたいというふうな形が、順当じゃないかなというふうに思っています。

そして、私が申し上げたいのは、組合をふやすための一つの手段としても、その連絡員の方が、その皆さんが全部ちゅうわけじゃないですけど、その区長で総意であればそうかもしれませんが、やはり施策を、その町の考え方を伝えんことには、先に進まないんじゃないかなというふうにお話をするわけですよ。

だから、もう最初から町長の意見というのは、あなたたちはもういいとそういう考えでしょう。

本当に北風と太陽じゃないですけどね、圧力を抱えて、ちょっとそのかければというふうに、町長はですよ。だから、ひもじい思いをさせたら、ちょっとは組合加入が上がるんじゃないかなということを前回の答弁ではされているんですよ。それは不便をかければ、組合に入ってくれる

んじゃないかなというふうな、そういうふうなニュアンスじゃないかなと思いますが。

本来、当然、町で決める政策は、住民に届いて、初めてその功を奏するわけですよ。その届く3,500世帯、そして夫婦になれば、それは7,000、8,000人のところですよ。そこには全然届いていないということの重みを、やっぱり考えていかれないといかんのやないですか。町民税も県民税も税金を住民が納めるわけでしょう。そして納めないところは取立もすると。それはそれだったら、自治体の役目としてもうちよつと住民を、住民のために共に——ここに人権宣言の憲章がありますけど、共に生きると。それは書かれてそれを奨励されるのであれば、やっぱりそれは実践していただかないと、言葉倒れになるんじゃないですか。私は、もう町の義務だと思っておりますので、これはぜひ実現していただきたいと。以上です。以上で終わります。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。お願いします。

○町長（中嶋 裕史） あなたは性善説でみんないい人。みんな日本国民として義務を果たそうという人たち、その人たちには私は手を差し伸べます。もともと性悪説の人たちが、生まれながらにして悪い人たち。税金でも国民の義務ですよ。1割を払わないんですよ。いいんですか、それで。でしょう。税金も払わんで権利だけ、そげな話がありますか。そういう人たちがおられる。うん。どうでしょうかね。（「それは次元が違う」の声あり）

それは、個人の権利ですか。（「いや、権利じゃないです」の声あり）義務でしょう。はい。その義務を果たさない人たちもおってありますよと。だから、手を差し伸べるところも、差し伸べないところもあっていいんじゃないかと。

しかし、その権利全てを剥奪しているわけじゃないです。ただ、配ろうと、連絡員さんが配ってやろうと努力してあります。そうすると、コンビニまで取りに行こうと努力はしてくださいと言えば、努力すればもらえるわけですから、何ら全然その人たちには、町広報とか議会報とか見る機会がないということではありませんので、それだけの努力をするから組合には入らないということですから、それをそれに同意してありますので、それに従うのみでございます。

○議長（三角 良人） これにて児玉議員の一般質問を終結します。（「議長、発言をお願いします。ただいまの児玉議員の……」の声あり）

ちょっと待って。（「動議」の声あり）田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） ただいまの児玉議員の再質問の中で、須恵町が組合未加入者に対して村八分をしていると、かのような発言がございましたが、これは不穏当な発言ですので、削除訂正の配慮を議長にお願いいたします。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。

これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は12月13日、午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前10時55分散会
